

(案)

資料4

取扱注意

医療高齢者等特別委員会で報告を予定している資料ですが、開催前のため、本資料はご返却をお願いいたします。

令和8年5月18日
福祉部指導検査担当課
高齢施策担当部介護保険課

地域密着型サービス事業者の行政処分について

区内の認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)に対し、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。)に基づく監査を実施した。その結果、重大な違反が認められたため、法第78条の10および第115条の19の規定に基づき、つぎのとおり指定の一部効力停止(新規利用者受入停止)の行政処分を行った。

1 運営法人

法人名 株式会社日本アメニティライフ協会
所在地 神奈川県横浜市青葉区みたけ台5番地10
代表者 代表取締役 江頭 瑞穂

2 対象事業所

事業所名 花物語ねりま北新館
サービス種別 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護
所在地 東京都練馬区北町3丁目7番1号
指定年月日 令和6年12月1日

3 監査の実施期間

令和7年7月10日から令和7年12月11日まで

4 処分の内容等

処分年月日 令和8年4月17日
処分の内容 指定の一部効力停止(新規利用者受入停止)1月
対象期間 令和8年6月1日から令和8年6月30日まで

5 処分の理由

人格尊重義務違反(法第78条の10第6号および法第115条の19第6号)
ア 夜勤従業者1名が利用者1名に対し怪我をさせる身体的虐待を行った。
イ 従業者2名が複数の利用者に対し怒鳴る、大声を上げることや利用者の人格を否定する発言により心理的虐待を行った。

6 処分後の措置等

処分後の措置

ア 行政処分の内容について4月17日に区ホームページで公表し、公示を行った。

イ 地域包括支援センターおよび区内介護サービス事業所へ行政処分について周知した。

処分以外の行政指導

ア 高齢者虐待防止措置が不適切だった相当期間の介護報酬減算

イ 重大な不備の文書指摘および改善報告書の提出依頼

ウ 軽微な不備の口頭指導

上記以外の申し入れ事項

ア 身体的虐待があったことについて、法人として重く受け止めること

イ 文書管理体制を見直し、適切な文書管理に努めること

ウ 本社の研修部門との連携強化や区の研修機関を活用し、人材育成と再発防止に取り組むこと

エ 行政処分および行政指導を踏まえた改善の取組を他の事業所にも共有すること

7 運営法人の改善に向けた取組

ア 人員補充を行い、経験者を中心とした勤務体制へ見直しした。

イ 本社と連携した実施体制のもと、年2回の虐待防止研修ではチェックリストを活用して、不適切な介護等の兆候に対し早期指導を行うとともに、日常業務においても職員の言動に課題があった場合には、管理者等が速やかに指導を行うなど、再発防止の徹底を図る。

8 区の区内介護事業者に対する取組

研修等の周知・勧奨

ア 練馬福祉人材育成・研修センター等が実施する高齢者虐待防止研修の受講を勧奨した。

イ 高齢者虐待等に関する区の通報窓口について、改めて周知した。

D Xを活用した介護従事者の負担軽減

ア 区内介護事業者がD Xを活用して業務を改善するとともに、介護従事者の負担軽減に取り組むよう、I C T機器に関する情報提供を行うなど支援を進める。